

# 沖縄県 地域生活定着 支援センター



 **THANKS 運動**  
サンクス



# 業務内容

地域生活定着支援センターは保護観察所等と協働して、関係機関と連携を取りながら矯正施設を退所した方等の支援を行う機関です。

社会には本来、福祉サービスが必要だったにもかかわらず、福祉につながるができずに生きづらさを抱えたまま犯罪を繰り返してしまう高齢者や障害者がいます。

そのような方々は、刑務所などの矯正施設を出た後も、住む場所や仕事、頼れる人がないため生活に困窮し、再び罪を犯して矯正施設に戻るリスクが高いことがわかりました。

そこで、当センターでは保護観察所等と連携・協働して、矯正施設に入所中の段階から必要な福祉サービスの利用調整を行い、退所後ただちに福祉サービスが利用できるよう支援をおこなっています。

本人の地域での生活の安定を図ることで、再犯を防ぐことにもつながっていきます。

## 支援の対象者

高齢（おおむね 65 歳以上）または障害のために自立した生活を送ることが困難な方で、

- 矯正施設入所中に福祉サービスの利用を希望かつ必要と認める方で保護観察所、他県の地域生活定着支援センターから支援協力の依頼のあった方
- 刑事司法手続きの入口段階にある被疑者等で保護観察所から支援協力の依頼のあった方
- 罪に問われた方やその家族、その方に関わっている支援者の方で、地域生活定着支援センターが支援を必要と認める方



## コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、支援対象者が矯正施設に入所している段階から支援が開始されます。

- 矯正施設での本人面談による福祉ニーズの把握
- 生活保護、年金受給に向けた行政等の事前調整
- 障害者手帳取得、要介護認定等の申請に係る連絡調整
- 受け入れ施設や福祉サービス提供事業所との利用調整
- 福祉関係者・親族等との連絡調整

## フォローアップ業務

支援対象者が矯正施設を退所した後に行う支援です。コーディネート業務と一連の流れの中で実施されます。

- 各種行政手続きの同行支援（生活保護、年金受給手続き）
- 医療機関への受診同行
- 受け入れ施設等への訪問による本人の状況確認
- 受け入れ施設等に対する必要な助言
- 地域の関係機関・関係者との個別支援会議の開催

## 被疑者等支援業務

逮捕・拘留中など刑事司法手続きの入口段階にある被疑者または被告人等が対象となります。執行猶予等で身柄が釈放された後、ただちに福祉サービスにつながるよう支援調整を行います。

- 拘置所等での本人面談による福祉ニーズの把握
- 釈放後の福祉サービス利用調整
- 受け入れ施設や福祉サービス提供事業所との利用調整
- 援護の実施市町村との調整

## 相談支援業務

矯正施設等から退所した後、地域で生活する上での困りごとなどについて、退所した本人、家族、本人を受け入れた福祉施設等に対して助言等を行っています。

- 福祉サービス等の利用に関する助言またはその他必要な支援

## その他の支援業務

各業務を円滑かつ効果的に実施するために、本センターの役割についての理解促進や他機関とのネットワーク構築に努めています。

- 司法・福祉関係機関とのネットワークの構築
- 広報・啓発活動
- 司法・福祉関係者を対象とした連絡会、研修会、セミナーの開催
- 福祉事業所等への巡回訪問



# 支援の流れ

コーディネーター業務(矯正施設入所中)



## 保護観察所

福祉サービス等を利用したいか本人へ確認し、本人が希望すれば定着支援センターへ支援協力を依頼します。

協力依頼



## 沖縄県 地域生活定着 支援センター

面談

支援の希望の確認  
聞き取り調査



## 支援対象者

福祉サービス  
等の調整・  
計画の作成

- ・支援検討会議の開催
- ・福祉手立ての検討、申請
- ・市町村との調整
- ・受入れ施設の選定、確保

協力依頼



## 矯正施設

福祉的支援を必要とする方をリストアップします。

## 県外の地域生活 定着支援センター

県外矯正施設からの退所予定者については、各都道府県の定着支援センターを通じて依頼があります。

退所

フォローアップ業務

- ・受け入れ先施設訪問による対象者の状況確認
- ・施設への必要な助言
- ・支援ネットワーク構築後の引継ぎ



## 地域生活移行



## 福祉施設・事業所 民間アパート等

- ・生活保護、年金等の行政手続きの支援
- ・要介護認定、障害者手帳取得等の手続きの支援
- ・受入れ施設の選定、確保
- ・就労支援



## 更生保護施設 自立準備ホーム

被疑者等支援業務(刑事司法手続きの入口段階)



## 検察庁 事件担当検察官



## 保護観察所

協力依頼



## 沖縄県 地域生活定着 支援センター

面談



## 被疑者・被告人等 釈放(起訴猶予等)

更生緊急  
保護申出



## 保護観察所

協議・確認・調整



## 弁護士

必要に応じ  
事前相談

保護観察所からの依頼に基づき、身体を拘束されている被疑者等を対象に福祉サービス等の利用調整を行います。



## 福祉施設・事業所 民間アパート等



## 更生保護施設 自立準備ホーム

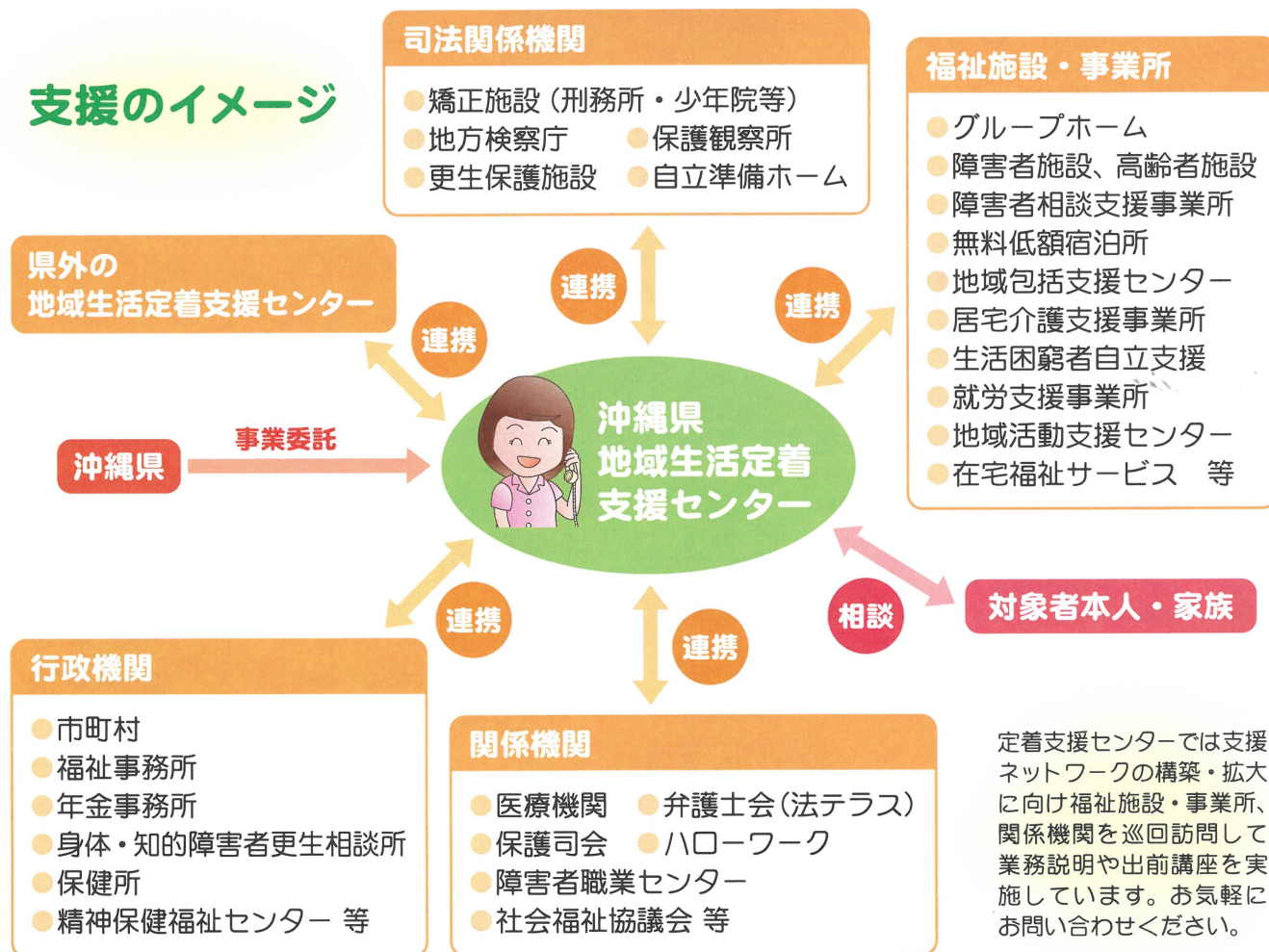
このほか **相談支援業務** および **その他の支援業務** は年間を通じ、随時行っています。



# 支え合い安心して暮らせる地域社会をめざして

沖縄県地域生活定着支援センターは、福祉や司法、その他さまざまな関係機関との連携のもと、罪に問われた高齢者・障害者の地域での生活の安定を図ることで、結果として再犯防止につなげていきます。また、「第5次沖縄県社協地域福祉活動総合計画」と連動を図り、一人ひとりが支え合い安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。

## 支援のイメージ



## 沖縄県地域生活定着支援センター

〒903-8603 沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1 県総合福祉センター東棟2階

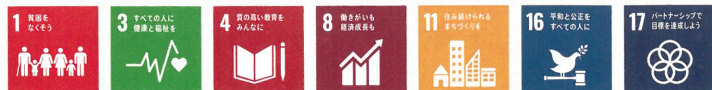
**TEL (098) 884-2800 FAX (098) 884-3800**

E-mail [teichaku@okishakyo.or.jp](mailto:teichaku@okishakyo.or.jp) URL <https://www.okishakyo.or.jp/teichaku/>

業務時間 午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）




センター  
ホームページ



センター事業を通じ、SDGs（持続可能な開発目標）の推進と「誰一人として取り残さない社会」の実現をめざします。